

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇七号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年一月二十日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字戸口字白金五十四番地二先から坂戸市大字塚崎字稲荷百七番地三先まで</p> <p>坂戸市大字塚崎字稲荷百七番地三先から坂戸市大字粟生田字白金五百三十三番地二先まで</p> <p>坂戸市大字粟生田字白金五百三十三番地二先から坂戸市大字塚崎字白銀七先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>五十三・〇〇</p> <p>二百九・〇〇</p> <p>百三・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>五・〇〇</p> <p>七・〇〇</p> <p>八・〇〇</p>